

健全化判断比率等

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度、新しい財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められた指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の 3 段階に区分するものです。

資金不足比率は、地方公営企業の経営の健全性を判断するものとして定められた指標で、公営企業会計ごとに算定し、「健全」「経営健全化」の 2 段階に区分するものです。

（1）平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率等

◎健全化判断比率

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため該当ありませんでした。

また、実質公債費比率と将来負担比率はともに早期健全化基準を下回り、現状では大きな問題はありません。「健全段階」

指標	平成 30 年度	早期健全化基準	財政再生基準	(参考) 平成 29 年度
実質赤字比率	—%	15.00%	20.00%	—%
連結実質赤字比率	—%	20.00%	30.00%	—%
実質公債費比率	9.0%	25.0%	35.0%	9.6%
将来負担比率	—%	350.0%		—%

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—%」で表示しています。

◎公営企業会計に係る資金不足比率

各公営企業会計とも資金不足が生じた公営企業がないため、資金不足比率は該当ありませんでした。「健全段階」

特別会計の名称	平成 30 年度	経営健全化基準	(参考) 平成 29 年度
水道事業会計	—%	20.0%	—%
病院事業会計	—%	20.0%	—%
農業集落排水事業特別会計	—%	20.0%	—%
飯綱公共下水道事業特別会計	—%	20.0%	—%
スキー場事業特別会計	—%	20.0%	—%
住宅地造成事業特別会計	—%	20.0%	—%

※資金不足比率がないため、「—%」で表示しています。

(2) 健全化判断比率等の概要

◎健全化判断比率

指標	算定方法	対象範囲
実質赤字比率	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ <p>※一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率</p>	一般会計等
連結実質赤字比率	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ <p>※全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率</p>	一般会計等 公営事業会計
実質公債費比率 (3か年平均)	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$ <p>※一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率</p>	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合
将来負担比率	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$ <p>※一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率</p>	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合

◎資金不足比率

指標	算定方法	対象範囲
資金不足比率	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ <p>※資金不足額の事業規模に対する比率（公営企業ごとに算定）</p>	水道事業 病院事業 農業集落排水事業 飯綱公共下水道事業 スキー場事業 住宅地造成事業

(3) 健全化判断比率等の対象範囲（平成 30 年度）

	予算・決算会計区分	健全化法会計区分	実質赤字比率	連続実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計	一般会計等 (普通会計※1)					
飯綱町	からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計	公営企業に係る特別会計以外の特別会計					
	訪問看護ステーション特別会計	公営事業会計	資金不足比率				
	国民健康保険事業特別会計	法非適用事業※2					
	介護保険事業特別会計	法適用事業※3					
	後期高齢者医療特別会計						
	農業集落排水事業特別会計						
	飯綱公共下水道事業特別会計						
	スキー場事業特別会計						
	住宅地造成事業特別会計						
会企 計業	水道事業会計						
	病院事業会計						
一部事務組合・広域連合	長野広域連合						
	北信保健衛生施設組合						
	北部衛生施設組合						
	長野県市町村総合事務組合						
	長野県市町村自治振興組合						
	東北信地域町村交通災害共済事務組合						
	長野県後期高齢者医療広域連合						
	長水部分林組合						
	長野県地方税滞納整理機構						
公 社 地 方 等	※該当なし						

※1 普通会計とは、公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもので、地方財政状況調査（決算統計）等自治体相互の比較ができるようにしたもの。

※2 公営企業法に掲載された事業であるが、特別会計を設けて事業の経理を行っているもの。

※3 公営企業法に掲載された事業であり、複式簿記等の企業会計で処理を行っているもの。

※4 スキー場事業特別会計は平成30年度で廃止。

(4) 健全化判断比率等の算定

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

地方公共団体の一会計年度（4月から翌年3月まで）における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に対して不足することは、赤字が生じているということになります。

この赤字の程度を示すため、実質赤字額を地方公共団体の一般財源（町税や地方交付税等）の標準的な規模を表す標準財政規模で除した比率が実質赤字比率です。

当町の平成30年度決算においては、実質赤字は生じていませんので、実質赤字比率の表記については、実質赤字額がないことを示す「一%」となっています。

なお、一般会計等の黒字額の程度をご覧いただくため、一般会計の実質収支額を分子として標準財政規模と比較したものを、下記の実質赤字比率の算定結果で表示（△%）しています。

【一般会計等の状況】

（単位：千円）

会計名	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り越 すべき財源(C)	実質収支額 A-B-C
一般会計	7,533,215	6,940,717	32,779	559,719
からまつの丘地区 汚水処理場管理事業	1,729	1,613		116
一般会計等 合計	7,534,944	6,942,330	32,779	559,835

【実質赤字比率の算定結果】

※飯綱町の標準財政規模 4,775,585 千円

$$\text{実質赤字比率} = \frac{(\triangle 559,835)}{4,775,585} = \underline{\underline{\quad}}\% \quad \triangle 11.7\% \text{ (参考 H29 } \triangle 9.63\%)$$

○連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

地方公共団体の会計は、町税、地方交付税などの一般財源を支出の主な財源とする一般会計のほか、料金収入等を財源として事業を実施する下水道事業（農業集落排水、公共下水道）等特別会計など各種の公営事業会計があります。

料金収入等で解消できない赤字があれば、地方公共団体全体としてこの赤字に対処しなければならなくなります。

このため、地方公共団体全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、全体の赤字額を標準財政規模で除した比率が連結実質赤字比率です。

当町の各会計の収支状況は、下記「各会計の状況」のとおりであり、赤字を生じている会計はありませんので、連結実質赤字比率の表記についても、実質赤字比率と同様に連結実質赤字額がないことを示す「—%」となっています。

なお、当町全体の黒字額の程度をご覧いただくため、各会計の実質収支額及び剩余额の合計額を分子として標準財政規模と比較したものを、下記の連結実質赤字比率の算定結果で表示（△%）しています。

【各会計の状況】

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り越 すべき財源(C)	実質収支額 及び剩余额 A-B-C
一般会計等	7,534,944	6,942,330	32,779	559,835
国民健康保険事業	1,382,566	1,301,035		81,531
介護保険事業	1,198,379	1,186,183		12,196
後期高齢者医療	154,959	154,349		610
訪問看護ステーション	50,073	40,887		9,186
(以下、公営企業の特別会計)				
水道事業	785,685	26,002		759,683
病院事業	605,032	171,811		433,221
農業集落排水事業	355,079	353,737		1,342
飯綱公共下水道事業	305,486	280,104	17,500	7,882
スキー場事業	49,909	49,909		0
住宅地造成事業	16,200	4,957		11,243
各会計 合計	12,438,312	10,511,304	50,279	1,876,729

※公営企業の特別会計（水道事業、病院事業は公営企業会計の法適用、農業集落排水事業、飯綱公共下水道事業、スキー場事業、住宅地造成事業は公営企業会計の法非適用）は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第3条及び第4条に定める算定方法により算出。

【連結実質赤字比率の算定結果】

※飯綱町の標準財政規模 4,775,585 千円

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(\triangle 1,876,729)}{4,775,585} = \underline{\underline{\quad}}\% \quad \triangle 39.29\% \text{ (参考 H29 } \triangle 39.35\%)$$

○実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

地方公共団体の会計年度を超える長期の借入金を地方債といい、この返済に充てる元利償還金等の経費を公債費といいます。

一般会計における公債費はもちろん一般会計の義務的な経費になりますが、公営企業等の他会計の公債費に対して、一般会計から他会計へ繰り出す経費も一般会計の負担額として捉える必要があります。

これら公債費に準じた経費も加算して実質的な公債費を算出し、標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）と比較して指標化したものが、実質公債費比率です。

【分子の計算】

(単位：千円)

算定に用いた基礎数値	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
① 元利償還金の額（繰上償還額除く）	671,785	635,537	654,443
② 公営企業の公債費への繰出金	654,853	637,960	636,310
③ 一部事務組合等の公債費負担分	4,817	4,670	4,776
④ 公債費に準ずる債務負担行為分	6,339	18,872	15,551
⑤ 一時借入金の利子	0	0	0
⑥ ①～⑤ 計	1,337,794	1,297,039	1,311,080
⑦ 公債費に係る特定財源等	11,889	12,212	12,285
⑧ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,031,560	912,993	929,773

【分母の計算】

(単位：千円)

算定に用いた基礎数値	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
⑨ 標準財政規模	4,775,585	4,686,529	4,804,569
⑩ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（⑧と同）	1,031,560	912,993	929,773

【実質公債費比率の算定結果】

$$28 \text{ 年度} = \frac{1,311,080 - 12,285 - 929,773}{4,804,569 - 929,773} = 9.52365\%$$

$$29 \text{ 年度} = \frac{1,297,039 - 12,212 - 912,993}{4,686,529 - 912,993} = 9.85372\%$$

$$30 \text{ 年度} = \frac{1,337,794 - 11,889 - 1,031,560}{4,775,585 - 1,031,560} = 7.86172\%$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{9.52365\% + 9.85372\% + 7.86172\%}{3} = 9.0\%$$

(参考 H29 9.6%)

平成 30 年度の比率は 7.86172% で前年度から 1.992 ポイント、3 カ年平均では 0.6 ポイント改善の 9.0% となっています。

内容をみると、分子の計算で、①元利償還金の額が増加 36,248 千円、②公営企業の公債費への繰出金は増加 16,893 千円、③一部事務組合等の公債費負担分が増加 147 千円、④公債費に準ずる債務負担行為分は減少 12,533 千円。分母の計算で、⑨標準財政規模が増加 89,025 千円（普通交付税増 69,406 千円、臨時財政対策債発行可能額減 1,162 千円等）となっており、元利償還金額は、平成 30 年度は微増でしたがこれからは増加の傾向にあります。なお、元利償還金額については借換債対象債還元金を除いた額での算出となります。

○将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

地方公共団体が将来支払っていく負債には、一般会計における地方債残高のほか、債務負担行為のように借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの、下水道・病院事業債のように公営企業等他会計の地方債残高で一般会計が負担するもの、一部事務組合や広域連合が整備した施設に係る地方債の当町負担分、一般会計で負担すべき職員の退職手当などがあります。

また、当該地方公共団体が設立した土地開発公社の負債についても、経営状況によっては、将来、一般会計で負担しなければならないこともあります。

このように一般会計等が将来的に負担することが予想される実質的な負債にあたる額を将来負担額として把握し、この将来負担額から負債の返済に充てることができる基金等の額を差し引いたうえで、標準財政規模を基本とした額（実質公債費比率と同）で除したものが、将来負担比率です。

【分子の計算】 (単位：千円)

算定に用いた基礎数値	平成 30 年度	平成 29 年度
① 一般会計等の年度末地方債残高	6,948,859	7,140,268
② 債務負担行為に基づく支出予定額	9,568	33,473
③ 公営企業等の地方債残高に対する繰出予定額	5,813,714	6,336,169
④ 一部事務組合等の年度末地方債残高のうち、当町が負担しなければならない額	337,210	189,315
⑤ 年度末に全職員が退職した場合に一般会計等が負担しなければならない額	605,300	637,253
⑥ 土地開発公社における負債の負担見込額	0	0
⑦ 連結実質赤字額	0	0
⑧ 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
⑨ ①～⑧ 計	13,714,651	14,336,478
⑩ 充當可能基金	4,516,133	4,456,463
⑪ 充當可能特定歳入	24,387	43,894
⑫ 地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額	9,475,461	9,879,614

【分母の計算】 (単位：千円)

算定に用いた基礎数値	平成 30 年度	平成 29 年度
⑬ 標準財政規模	4,775,585	4,686,529
⑭ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,031,560	912,993

【将来負担比率の算定結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{13,714,651 - 4,516,133 - 24,387 - 9,475,461}{4,775,585 - 1,031,560} = -$$

平成 30 年度決算における数値はマイナス（－）で、平成 29 年度に引き続きマイナス（－）となりました。

内容をみると、分子の計算で、①一般会計等の年度末地方債残高が減少 191,409 千円、②債務負担行為に基づく支出予定額は減少 23,905 千円、③公営企業等の地方債残高に対する繰出予定額も減少 522,455 千円、⑤年度末に全職員が退職した場合に係る負担額は減少、31,953 千円（一般職分の減等）、⑩充当可能基金が増加 59,670 千円、⑫地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額は減少 404,153 千円。分母の計算で、⑬標準財政規模が増加、89,056 千円となっており、将来負担額（①～⑤）については、一部事務組合等への負担（④）が大幅に増加（長野広域ゴミ処分場建設等）しています。また、充当可能基金は、庁舎建設などで増加しています。

※参考：平成 29 年度

$$\text{将来負担比率} = \frac{14,336,478 - 4,456,463 - 43,894 - 9,879,614}{4,686,529 - 912,993} = -$$

○健全化判断比率の推移

指 標	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	9.8	9.8	9.4	9.6	9.0
将来負担比率	25.2	13.7	—	—	—

地方債の繰上償還、また、決算剰余金の積立てなど、財政の健全化を図ってきたことから、実質公債費比率、将来負担比率とともに年々改善されてきました。将来負担比率については、庁舎建設基金やふるさと応援基金、子育て応援基金、減債基金など、目的基金の積立額の増加により比率が下がっています。しかし、今後は、役場庁舎建設、地方創生交付金事業など、新たな事業に係る合併特例債の発行及び合併特例債対象以外の事業に対する起債の増加が見込まれ、あわせて基金の取り崩しも予定しており、両比率とも増加傾向になることが予想され、その動向には引き続き注視していかなければならないと考えています。

○資金不足比率

公営企業の資金を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

公営企業会計における資金不足額（一般会計等における実質赤字額に相当するもの）を企業の事業規模で除した比率が資金不足比率です。

この比率が高いほど料金収入等で資金不足を解消するのが難しくなるので、公営企業として経営状況に問題があることを示しています。

当町の公営企業会計においては、すべての会計において剰余金（黒字）が発生している（スキーチ場事業、住宅地造成事業は0決算）状況にあるため、資金不足比率の表記についても、実質赤字比率と同様に資金不足がないことを示す「一%」となっています。

なお、各会計の黒字額の程度をご覧いただくため、各公営企業会計の実質収支額及び剰余額の合計額を分子として各会計の事業規模と比較したものを、下記の資金不足比率の算定結果で表示（△%）しています。

【各会計の資金不足額】 (単位：千円)

会計名	歳出総額 (A)	歳入総額 (B)	翌年度に繰り越 すべき財源(C)	資金不足額 A- (B-C)
水道事業※	26,002	785,685		△759,683
病院事業※	171,811	605,032		△433,221
農業集落排水事業	353,737	355,079		△1,342
飯綱公共下水道事業	280,104	305,486	17,500	△7,882
スキーチ場事業	49,909	49,909		△0
住宅地造成事業	4,957	16,200		△11,243

※水道事業と病院事業は公営企業会計の法適用のため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第3条に定める算定方法により算出。

【資金不足比率の算定結果】

※水道事業の事業規模 256,283 千円

$$\text{水道事業} = \frac{(\triangle 759,683)}{256,283} = \underline{\underline{\quad\%}} \quad \triangle 296.4\% \text{ (参考H29 } \triangle 325.6\%)$$

※病院事業の事業規模 1,813,919 千円

$$\text{病院事業} = \frac{(\triangle 433,221)}{1,813,919} = \underline{\underline{\quad\%}} \quad \triangle 23.9\% \text{ (参考H29 } \triangle 25.7\%)$$

※農業集落排水事業の事業規模 53,254 千円

$$\text{農業集落排水事業} = \frac{(\triangle 1,342)}{53,254} = \underline{\underline{\quad\%}} \quad \triangle 2.5\% \text{ (参考H29 } \triangle 2.8\%)$$

※飯綱公共下水道事業の事業規模 121,306 千円

$$\text{飯綱公共下水道事業} = \frac{(\triangle 7,882)}{121,306} = \underline{\underline{\quad\%}} \quad \triangle 6.5\% \text{ (参考H29 } \triangle 2.9\%)$$

※スキー場事業の事業規模 0 千円

スキー場事業	=	(△0)	=	<u>—%</u>	△0.0% (参考H29 △0.0%)
		0			

※住宅地造成事業の事業規模 0 千円

住宅地造成事業	=	(△11,243)	=	<u>—%</u>	△0.0% (参考H29 △0.0%)
		0			

【事業規模】

- ・法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額
- ・法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額